

令和6年度第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会 会議録

日 時：2024年（令和6年）10月21日（月）午前10時から12時まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8－1、8－2会議室

委 員：高山代表、都築委員、種田委員、倉垣内委員、鈴木委員、八十島委員、
小野田委員、松井委員、大郷委員、野村委員、林委員

オブザーバー：村松障がい者総合支援協議会委員

計12名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

欠席者：1名

傍聴者：1名

1 開会

(事務局 臼井)

発言の際には画面で手を上げてお示しいただくか、Zoom 上の挙手のアイコンをクリックしていただくか、倉垣内委員はご発声いただいてご指名をされた後に、ミュートを解除してお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いいたします。

また音声や映像が届きにくい状況がありましたら、すぐにご発声をお願いいたします。出席委員 11 人でございます。

本日の資料といたしましては、

資料 1-1、令和 6 年度第 2 回藤沢市障がい者総合支援協議会次第。資料 1-2、医療的ケアに関する協議の場について、資料 2、ふじさわ障がい者プラン 2026 障がい福祉計画・障がい児福祉計画令和 5 年度実績、資料 3-1、ふじさわ障がい者プラン 2026 中間見直し、障がい者計画モニタリング指標について、資料 3-2、ふじさわ障がい者プラン 2026 中間見直し、重点推進項目検討シート、資料 3-3 ふじさわ障がい者プラン 2026 中間見直し障がい者計画モニタリング指標案でございます。

加えまして、参考として、令和 6 年度第 2 回藤沢市障がい者プラン検討委員会実施概要、令和 6 年度第 2 回藤沢市障がい者プラン検討委員会会議録案を配布しております。前回会議録につきまして意見修正等がある委員の皆さんにおかれましては、11 月 8 日までに事務局宛にご連絡くださいますようお願いいたします。

事前のご案内は以上でございますが、資料に過不足ございましたらお声掛けください。

それでは会議の進行につきまして高山代表をお願いいたします。

2 報告事項

令和 6 年度第 2 回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告（資料 1-1、1-2）

(高山代表)

おはようございます。

今日もお忙しい中のご参加ありがとうございます。ただいまより第 3 回障がい者プラン検討委員会を始めたいと思います。

それでは事務局にご準備いただきました議事認定に沿いまして進めてまいりたいと思いま

す。初めに報告事項です。

報告事項の1、令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告について事務局よりご説明いただきます。お願いいたします。

(事務局 飯沼)

障がい者支援課の飯沼と申します。

先日実施しました第2回障がい者総合支援訓練実施報告につきましてご説明いたします。こちら10月10日木曜日に第2回総合支協議会が実施されました。

また第1回から第2回開催までに4つの専門部会が立ち上がり、各専門部会の実施結果および協議していく内容の整備を行いました。また、日中支援型グループホームの評価についての確認を行いました。

初めに各専門部会の結果を説明いたします。相談支援部会につきましては、安全安心プラン認知の低さというのが課題となりました。この課題解決のための安全安心プランの作成の勉強会、また周知活動に向けて検討を現在行っております。

続きまして、連携支援部会につきましては、第2回目までに協議事項の整理の中で職種連携、特に教育を含む案件につきまして、協議していくという方向で進んでいます。

続きまして、就労支援会につきましては、企業と障がいのある方たちの接点を増やすため、令和6年度につきましては、職場開拓実習先を確保していく方向性で現在協議会が進められます。

続きまして生活支援部会につきましては、入居者の重度化、高齢化に伴う、入居者の実態把握を検討していきます。また、日中サービス支援型グループホームの評価を実施しております。

次に資料1-2をご覧ください。こちらにつきましては各専門部会から、医療的ケアにつきまして協議事項が取り上げられております。医療的ケアにつきましては、世代によって課題観が異なること、議論は成立しづらいこと、制度面と個別支援面の課題が混在することにより大規模な協議体を組織し、課題と論点、手法を整備していくことが必要と考えております。そのために、総合支援協議会、各専門部会では、医療的ケアを主たる協議体として取り扱うことを行わず、医療的ケアを専門に取り扱う協議体を設置し、協議体との連携を図るということで、現在検討しております。

続きまして、日中サービス支援型グループホームの評価についてです。こちら市内9ヶ所ある日中サービス支援型グループホームにつきまして、生活支援協議会の報告の中でも触

れましたが、事業評価を行っていきます。先日の協議会におかれましては、その評価に当たっての説明、各委員からの要望や質問があったりそういったものを受け付けるというようなことを行いました。

協議会の実施報告につきましては以上となります。

（高山代表）

はい、ありがとうございました。

では今ご説明いただきました総合支援協議会の報告について皆様の方からのご質問等ございましたら、お聞きしてまいりたいと思います。

（事務局臼井）

野村委員から挙手いただいております

（高山代表）

はい、お願いいたします。

（野村委員）

野村です。よろしくお願いいたします。

今ご説明のあった実施概要を読ませていただいたのですが、ちょっとわかりにくい箇所がありました。もし事前に説明のあったことで私の方が抜けていたら申し訳ないです。一つはこの参加委員の方々がどのようなお立場の方かというのが説明あったかどうかです。それがわからないとその発言の内容とか、なかなかわかりません。それから最後に事前配布資料というのがありますけれども、こういった資料がついてないので例えば資料5を用いてとか資料4を何とかとかいうようなところはあるのが、資料がくっついてないのでわからないというふうなところがありましたけどその辺は事前に説明があったのでしょうか。もし私が見逃していたら申し訳ございません。

（高山代表）

では事務局からご説明お願いできますでしょうか。

（事務局 飯沼）

事務局障がい者支援課飯沼です。

総合支援協議会の委員構成につきましては皆様にご配付していなかったでしょうか。すいませんこちら確認が取れてなかったためもし送っていたとしても、また改めて今のご発言

ありましたので協議会の件につきまして後ほどメールの方、送らせていただければと思います。

また協議会実施内容の事前資料につきましては今回、配布はしておりません。あくまで実施要領というところで題に触れた形で渡しているだけでありまして、もしそちら実施につきましても、確認したいということであればこちら送付できますので、よろしく願いたします。

(野村委員)

ありがとうございました。

(高山代表)

はいありがとうございます。

事務局の方のご対応お願いしたいと思います。

他はいかがでしょうか。

(事務局臼井)

臼井です。補足してもいいでしょうか。

(高山代表)

はい願いたします。

(事務局臼井)

ありがとうございます、協議会、検討委員会の資料もホームページの方に掲載をしております。できるだけ早くホームページの方に上げてご案内するようにはさせていただきたいと思いますので、よろしく願いたします。以上です。

(高山代表)

補足のご説明ありがとうございました。

他ご質問等はいかがのでしょうか。委員の皆さんからはよろしいですか。

では今回の医療的ケアに関する協議の場の設置のことについてもお話があったということですけれどもオブザーバーの村松さんから、これに関しては何かあの補足でご説明いただくことはありますでしょうか。

(村松オブザーバー)

はい、ありがとうございます村松です。

この医療的ケアに関する協議の場についての経緯をお話してもよろしいでしょうか。

重度障がい者部会というのは去年まであり、その中にこの重症心身障がい児者の支援に関する提言書というものが出されたのですが、積み残しとして成人期あるいは高齢者期に対する全ステージ、障がいプランの中でまだまだ足りない部分があるなということで感想が出されております。やはり子どもだけではなくて大人の部分も含めて、医療的なケア今後詰めていく必要があるだろうということを提言書に書かせています。今回の問題もこの協議会が必要だということが出てきているのではないかなというふうに思っております。

経過の中では様々な課題、例えば子どもだけではなくて大人の問題、在宅での医療的な問題や、それから施設あるいは医療機関の問題と連携の問題、多職種の連携の問題など多岐にわたっていると思いますので、小さくまとめた形ではちょっとできないだろうということで、大きな協議会ということで想定されるのではないかなというふうに思っております。

そういう意味から言うととても大切な協議会になるのではないかなというふうに認識しております。以上です。

（高山代表）

はいありがとうございました。少し経緯も含めてご説明いただきました。

改めて総合支援協議会についてのご質問等はよろしいでしょうか。

ふじさわ障がい者プラン2026（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）令和5年度実績について（資料2）

それでは次の報告に進めてまいりたいと思います。報告事項の二つ目ですね、ふじさわ障がい者プラン2026令和5年度の実績について、こちらも事務局からご説明お願いいたします。

（事務局 飯沼）

はい、障がい者支援課の飯沼です。説明させていただきます。

前計画である第6期ふじさわ障がい福祉計画の令和5年の実績について説明させていただきます。こちらにつきましては、事業のサービス全てを口頭でお伝えすることは難しいため、前年度実績は見込みの比較、そういったものをピックアップしてお伝えしていきます。では資料をご覧ください。

初めに、地域共生社会作りの目標値になります。こちらの表につきましては、令和3年度から令和5年度までの結果、前計画策定後に設定した令和5年度目標値および現計画の中間見直しの設定した、令和8年度目標値を記載しております。

1 ページ、施設の入所者の地域生活移行について、こちらにつきましては、グループホームへの移行、在宅への移行も目標値に達することができませんでした。こちらにつきましては地域生活支援拠点など、そういった整理を引き続き推進する必要があると考えます。

続いて3 ページをご覧ください。地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてです。プラン作成の相談件数、プラン作成件数について、こちらも目標値とすることはできませんでした。高齢者障がい者等の避難行動要支援者の個別支援計画につきまして、8年で作成することを呼びかけるしとしていることから、安全安心プランは令和8年度目標につきましても同様に、障がい福祉サービス支給決定者と同数の3, 799件の作成を目標としております。つきまして、補助金の設定による利用者の増加を図っております。

続いて4、福祉施設から一般就労の移行についてです。こちらにつきましては、令和5年度実績が県から上がってくるものですが、無記載となっております。

こちらにつきましては、県からの回答がありましたら改めてご報告したいと思います。

続いて、5 ページをご覧ください。福祉サービスの計画見込み量と実績となります。

こちらの表は令和3年度から5年度の実績を踏まえ、8年度までの目標値を示しております。こちらの目標値につきましては、全計画策定時、令和4年度実績から数値推移を予測したものです。訪問系サービス、こちらにつきましても重度訪問介護につきまして、実人数および利用時間数ともに増加をしております。

次に重度障がい者等包括支援につきましては、市内事業者がありませんのでこちらにつきましては実績がない状況となっております。

続いて6 ページになります。日中活動系のサービスを中心とした表となります。

自立訓練の機能訓練につきましては、こちら支援の事業所の中で宿泊型自立支援ホームがありました。昨年度につきましては、そちらの規模が2人という状況でございまして、実績は大きく伸びておりません。また、自立訓練の生活訓練につきましては利用人数、利用日数と共に伸びており、前年及び見込み量を上回ることができました。続きまして7 ページになります。こちらの(3)居住系サービス、自立生活援助につきましても、市内に事業所が数件ございますが、実績が挙がっていない状況です。このことにつきましては、その業務が相談支援や関係機関との調整が原因であることから、日本の計画相談と重複して

いることもありまして実績が上がりにくいものと考えられます。

続きまして8ページになります。こちらでは、先ほど申し上げました計画相談につきまして説明いたします。計画相談支援、相談支援専門員、利用人数につきましては、実績が例年より見込み量を上回ることができました。

続きまして9ページに移ります。こちらでは地域生活支援事業の実績となります。9ページから11ページとなりましてこのうちの10ページをご覧ください。10ページ、(6)手話通訳者養成研修事業についてです。こちらにつきましては前年度から比較して実績を伸ばしております。これにつきましては、この3年間におかれまして講演会のコロナによる制限の解除があり、こちらの事業につきまして各回多くの応募者がいらっしゃることから、手話通訳者の養成講座の回数を増やしたというところがありまして実績も上がっております。

最後に11ページ任意事業についてです。

こちら(3)日中一時支援事業につきましてはサービスが市内で認知され、デイサービス利用数が伸びており実績が大きく伸びております。またこちらにつきましては10月に報酬改定行いまして、さらに今後利用者、回数が増える見込みとなっております。

以上こちらが第6期ふじさわ障がい福祉計画につきまして説明させていただきました。

続いて子ども家庭課から第2期ふじさわ障がい児福祉計画について説明しをさせていただきます。お願いいたします。

(事務局 福岡)

子ども家庭課福岡です。

第2期ふじさわ障がい児福祉計画の令和5年度実績についてご説明させていただきます。同じ資料の資料2の12ページをご覧ください。

1、児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備について、児童発達支援センターについては引き続き市内2ヶ所設置しております。

児童発達支援事業所連絡会の中では、支援者向けの研修や事業所間の連絡共有などを行いました。今年度につきましては、センターが中心となり、連絡会を進める取り組みを始められておりまして、市内のセンターと児童発達支援事業所とより連携を深めることで重層的な支援体制を整備してまいります。

2、保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化について、前計画作成時に数値目標を定

めていないため、目標値は空欄となっております。令和5年度の事業所数は9ヶ所となっております。今年度も増加の見込みとなっております。新たに参入する事業所とも連携をとりながら、サービスの提供体制の強化を進めてまいります。

続きまして13ページをご覧ください。

3、重症心身障がい児へのサービス提供体制の強化。国の看護職員加算の対象とはなっていませんが、看護師を配置している放課後等デイサービス2ヶ所に対して引き続き助成を行いました。

4、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置。医療保健福祉教育などの関係機関との協議の場を2回設置いたしました。

令和5年4月からは、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、委託した医療的ケア児と相談窓口のグータッチと連携いたしまして、相談支援体制の整備を行っております。配置した医療的ケア児等コーディネーター間の会議を持つことで、顔の見えるネットワークの構築に取り組んでおります。

続きまして14ページをご覧ください。障がい児通所支援および障がい児相談支援の見込み量と実績になります。この中で、令和3年度から令和5年度までの実績、令和6年から8年までの目標値を示しています。表の中の実績の上の段、人日となっているのは、年度末続きの全体利用日数となっております。下の段の括弧書きの人数につきましては、各年度末の実利用者数となります。始めに児童発達につきましては、実利用者数および人日について計画を上回っております。次に、放課後等デイサービスにつきましては、実利用者数および人日について計画を下回っておりますが、市内の事業所数も増加しているところで、一定のニーズを満たしていると考えております。次に医療型児童発達支援については、市内に事業所がない中、サービス業を見込んでおりましたが、利用者はございませんでした。今年度からは、このサービスについては、類型が統合されまして、1段目の児童発達支援と統合されておりますので、令和6年度以降の見込みについてもゼロとなります。次に、保育所等訪問支援については、計画を上回った利用となっております。市内の事業所の数が増えたことから、利用者も増加していることが要因と考えております。次に、居宅訪問型児童発達支援につきましては、令和5年度から藤沢市内でサービスを提供できる事業所もでき、令和5年度の中で2人の利用がございましたが、記載の実績については、令和5年度3月の利用実績のため利用がなかったものです。次に障がい児相談支援については、少しずつ利用の実人数が増えているところですが、実績の人数が計画の人数を下回っております。障がい児サービスを利用する障がい児が増えていることや、相談人数も多いことから、障がい児に関する相談支援体制の強化が必要と考えております。

子ども家庭課からは以上となります。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。ここまで令和5年度の実績についてのご報告をいただきました。委員の皆さんからご質問等ございましたら聞いてまいりたいと思いますいかがでしょうか。

(事務局臼井)

鈴木委員から挙手いただいております。

(高山代表)

はい、お願いいたします。

(鈴木委員)

自閉症児者父母の会の鈴木です

11ページご説明していただいたのですけれども、日中一時支援事業の見込み量が令和7年に倍以上に増えているのは、どの事業を見込んでいるのでしょうか。これ夕方支援なのかなとも思ったのですけれども、こちらを教えてください。

(事務局 飯沼)

障がい者支援課の飯沼です。こちら利用回数が増えたことにつきましては、10月に改定しました報酬改定の影響によるものでして、これまで夕方支援という類型があり、こちらは月10日との制限がありましたが、今回の改定で制限が撤廃されまたことから、利用回数が増加しております。

(高山代表)

ありがとうございます。そうするとこの見込み量に見合っただけの事業所が増えているということでもあるのでしょうか。

(飯沼)

今回の改定に伴って利用者が増加することを見込んで計画しております。

現時点でありますけれども、今回10月の改定に伴いまして新規事業所が1件申し込みされたものと思われますので、今後さらに利用者、事業者の増加の見込みがありましてそれに対応する形で利用者であった利用件数が増えていくと想定されます。

(鈴木委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(事務局臼井)

種田委員から挙手いただいております。

(高山代表)

お願いいたします。

(種田委員)

藤沢市肢体障害者協会の種田と申します。

この８ページの相談支援のところでちょっとお尋ねしたいと思います。

計画相談計画よりも実績は上がっていて良い感じだなと思って、実績を見させていただきました。相談支援専門員が令和４年度、令和５年度と６名、あるいは９人、実績が増えているのですが、これはどういった経緯で増えていて、あと６年度７年度８年度はそんなに増えないような状況見込みになっているのですが、これはどういう状況があるのかお尋ねしたいと思います。

(事務局臼井)

事務局臼井ですよろしいですか。

(高山代表)

はいお願いいたします。

(事務局臼井)

ありがとうございます。まず実情で申し上げますと、増えてはいるのですが、足りないという状況は依然として変わりなくて他の圏域、湘南東部圏域という茅ヶ崎、藤沢は県内の他の地域に比べて相談支援専門員が少ないという状況はあります。一方で、相談支援専門員になるための研修というのを県が割り振っているという実情もあって毎年１０人ぐらいつつ受講いただいているのですが、割り振りが来ないこともあり、実際に業務に使わ

れる方というのも、要は事業所さんの数とかにも影響があります。今回数としては伸びてはきているのですが、少し低めに残念ながら見させていただいているという状況がございます。

数字ばかりの資料で申し訳ないですが、ちょっと見方だけ改めてお話をさせていただいてもいいですか。資料には頭から4ページまでのところは、この計画を立てたとき、前の計画を立てたときの国の方針がありまして、それに基づいて各市町村の障がいの計画で位置づけなさいと言われていたものです。国の意図があるもの、例えば1ページの1の(1)福祉施設入所者数は、これ地域に障がいがある方も地域で暮らしていただきたいという国の方針があって減らすように指示がされていますけれども実際にはなかなか進んでないということがあったりとかっていうものもあります。今回3、4、5の部分をご覧くださいませけれども、その前の年度も含めた中でどのくらい増えているかとか減っているかというような推移を見ながら計画立てをしたものであります。本来的に言うと計画目標であれば需要を踏まえて高く設定をすることということが必要なのですけれども、今お話のあったニーズはあっても足りてないという状況、他の状況も鑑みるとなかなか伸びないというようなところは少し減らしたりすることがあります。目標値なら上回ればいいのかという話になるのですが、計画値としては達成していたからいいっていうものでもないところもあり、逆に足りてなくても定めてはいたけれども結果、使われないことによる影響はあまりなかったっていうものもあるというふうに捉えてはいるところでございます。

長くなりました以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。種田委員よろしかったでしょうか。

(種田委員)

種田です。この計画相談の中に安全・安心プランを支援っていうのは入っているのでしょうか。

(事務局臼井)

ありがとうございます。安全・安心プランについては、一応今計画相談支援専門員の人が最終的にチェックしてねということをお願いをして進めていこうと思っておりますが加えて計画相談を極力そういった方にはついていただくように要はアセスメントして実情がわかった方なので、これからもモニタリングをしていってくださいというお願いはしていこうと思っています。

ただ、今計画相談が伸びない実情としては1人当たりで抱えている相談員さんが抱えている利用者さんの数というのがかなり手一杯な状況もありますので、安全・安心プランの影響は多少あるとは思ってはいるのですけれども、例えば安全・安心プランが1000件増えたから計画相談が1000件増えるかというとなかなか難しいっていうところもございます。以上です。

(種田委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございました。他にご質問ありますでしょうか。

(事務局臼井)

野村委員から挙手いただいております。

(野村委員)

野村です。3ページなのですが、福祉施設から一般就労への移行等とちょっと気になりましたのが、この令和8年度目標値の考え方1.31、1.29、1.28といった細かい数字があって、1.31倍以上という考え方があるって108人という目標値が出たのか。

108人を令和3年度の82で割ったから1.31になったのか。多少突っ込みかもしれませんが、令和8年度の目標値を令和3年度で割ったら、こういう細かい数になったということなのかなと思いました。

(事務局臼井)

ありがとうございます。すいませんちょっとうろ覚えなのですが、令和8年度目標値の考え方は国が示している、先ほどご説明した基本方針という中で、出されている数値ですので割りとしたってということではなく国の方でこれにするように、する方向で努めなさいっていうことで出された数字になります。軸を3年度にしていたかどうかは記憶がないのですが、どこかの時点の平均か何かを捉えて1.31して108にしたってというような経過であると認識しております。以上です。

(野村委員)

はい、ありがとうございます。その場合ですが、10ページの8番の移動支援事業なのですが、ここにも、実利用者数と利用時間数と、いうのがあります。時間数を利用者数で割ると、1人当たりの利用時間ということになるわけですが、令和3年度が96で4

年度が97、令和5年度が73になります。つまり、1人当たりの利用時間が減っているということだと思いますが、その次の目標が同じ割り算をすると、6年度が97、7年度は123、8年度が123と、割り算するとそうなりますが、自分が所属しています事業所でも体感的に短時間の利用が多くなっていると、ですからこの令和5年度が73で下がっているというのはわかるのですけども令和7年度8年度が123になるというこの数字がどのようにして出てきたのかということをお願いいたします。

（事務局 飯沼）

障がい者支援課飯沼です。まず初めに令和5年度の実績、利用者数が773、利用時間数は57027というところになります。先ほどご指摘の通り、1回当たりの利用時間が短いところから、利用者数は増えているけれども利用時間が伸びていないところ考えられます。

ただ、こちらにつきましてはあくまで予測とされることとなりますので、実際には利用者と利用事業者とのサービスの利用実態がどうなっているかというところは、まだ深く触れてないのですけれども、利用者と利用事業者との調整の中でもこのような数字が出てきたのかなと考えられます。そして令和6年から8年度の利用時間数の考え方なのですけれどもこちらにつきましても、令和6年の10月におきましてこちらの報酬が改定されまして、利用時間の増加行われる見込みがございます。そういったものを含めまして、要は現場での結果の予測とその交渉改定による利用時間の増を踏まえて、このような数値となっております。以上です。

（事務局 臼井）

すいません臼井から補足させてください。6年度以降については二つの方向性がありまして、一つは短い時間をたくさん使っていただきたい、例えば日中一時支援、さっきお話ありましたけれども生活介護事業所から日中一時支援に行く場合、お帰りの送迎のバスは日中一時支援のバスところで下車して終わりです。おうちに帰れないので、移動支援使っていただくという形になると新規の時間ですが移動は本当に移動だけの時間なので短い利用が増えてくる可能性があります。

もう一つ余暇支援として、長い時間を使っていただきたいというのがあります。例えばですが、車椅子の電動サッカーで世界大会に出ている子が藤沢にいらっしゃるのですけど、今まで移動支援の時間上限8時間という設定でしたので、例えば国内の遠征も苦勞するような状況があります。そういったところを解消したいということで今回10月の改定で時間制限も撤廃しておりますのでそういったところを考えてみますと利用者数はそんなに増えてなくても利用機会を増やすとか利用時間が長くなるというか、ということで時間数の

増を目指してこの見込みを立てているという状況でございますのでご理解ください。以上です。

(野村委員)

ありがとうございます。講習と時間数の変更から、このような見込みになっているということですね。ありがとうございました。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。ではオンラインの方で大郷委員挙手ありますので、ご質問をお願いいたします。

(大郷委員)

ありがとうございます。藤沢市放課後支援事業者連絡会の大郷です。6ページのショートステイについて2点ほどご質問させていただきます。

まず一点目の福祉型短期入所の数値なのですが、令和3年と令和4年度が計画に対しての実績で大体65%ぐらいの実績なのですが令和5年度になると90%を超える実績になっており何か集計が変わったりしたものなののでしょうか。急に令和3年から令和5年で実績が2倍近くに上がっているのですこれは結局どういうものかなって思いましてちょっとお聞かせいただければと思います。

(事務局 飯沼)

はい、障がい者支援課飯沼です。こちらにつきましては昨年、令和5年の4月から今年の3月までの実績結果を集計したものとなるのですけれども、すいませんこちらも確かに令和4年度の実績が776だったものに対し令和5年度が1,221となったところで、集計の仕方が変わっているところがあるかもしれません。こちら改めて確認させていただければと思います。

(事務局 臼井)

臼井です。5年で増えているのがあんしんネットというのを緊急の入所確保で行っている事業がありましたけれども今まで県の委託事業と補助事業の組み合わせでやっていたものを県の方の補助金、委託がカットになってしまったということがありまして福祉型短期入所に切り替えている関係で件数伸びています。以上です。

(大郷委員)

ありがとうございます。これ令和9年度はあんしんネットの利用数が組み込まれた数って

ことってことなのですね。

(事務局臼井)

はい、臼井ですその通りです。

(大郷委員)

わかりましたありがとうございます。あともう一点、医療型の方の短期入所なのですがこの計画、毎年計画からの実績が半分程度になっているのですがこれもこれが実際の受け入れの医療型の短期入所は結構、医療ケア児等々からの課題は聞くのですけれどもこの計画から少なくなっているのは、実際、病床数としてはあるにも関わらず利用が少ないっていう現状があるということなののでしょうか。もしおわかりになればちょっとお聞かせいただけると助かります。

(事務局臼井)

はい、臼井です。よろしいでしょうか。

(高山代表)

お願いいたします。

(事務局臼井)

ありがとうございます。医療型短期入所については計画というか希望も込みの計画に対して特に市内で申し上げますと、今1ヶ所しかありませんのでニーズが足りてないっていう状況があります。あとどうしても使いづらい、要は体験入所を何度もしていただいている等状態が安定してないとお受けできない等というところもあって利用が伸びないというような実情がありまして新しい見直し後の部分については若干引き下げをしているというところがあります。

一方でレスパイトも含めて、障がい支援の介護者の方からのニーズというのは引き続きありますので例えば今後取り組んでいくところとしてはメディカルショートステイの事業とかで補完をしながら、そうはっても病院なので寝かせっぱなしにならないように、移動支援との組み合わせとかということでサービスをうまくパッケージ化して、利用できるようなところに進んでいけたらいいなというふうには思っております。以上です。

(大郷委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。ではオンラインの方で小野田委員お願いいたします。

(小野田委員)

小野田です。先ほどの大郷さんの質問の短期入所の件は多分、令和3年度令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、短期入所側が少し受け入れを減らしたりしていたのかなと思うので、その辺も含めて確認いただければいいかなと思います。以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。

(事務所臼井)

八十島委員から挙手いただいております。

(高山代表)

お願いいたします。

(八十島委員)

県央福祉課の八十島です。見込み量の設定の仕方で教えていただきたいのですが、11ページの社会参加促進事業の部分なのですが、ボランティアの養成というところに関しては、計画では140、150、160で見込みの令和6年度以降、160で設定されていますけれども、実際の実績としては4年5年が26人ずつというふうになっていて、あと同じ社会参加のところで、太陽の家の延べ利用者の人数っていうところが計画としては、1,285人から、5年度1,305人で実績としては令和4年が390、令和5年の412っていうところで6年度以降の見込みが、ボランティアの場合は計画に寄せたような見込み量になっているのがこのところに関しては、計画では1,300、実績で410人見込みが400っていうところで、何か実績に合わせた数字になっていっているのかなっていうところで、何かこの辺の計画と見込み数の立て方っていうのがどうなっているのかと思ひまして質問させていただけたらと思います。

(事務局臼井)

臼井ですよろしいでしょうか。ありがとうございます。

本当にちょっと悩ましい難しいところではあったというふうに記憶はしておりますけれども、太陽の家の体育館の延べ利用者数については自主事業のカウントということで回数が

ある程度決まっている状況にあります。見直し前の計画で、その計画値と実績値が大きく異なっているのは、完全にコロナの影響でございまして現状で申し上げますとまだコロナの影響を引きずっててっていう部分は否めない状況にあるところから下方修正をさせていただいたという状況でございます。ボランティア奉仕員については希望で申し上げますと、このくらいの数字行きたいなと思ってはいるのですが、養成の研修講座の開催がなかなか進まないっていう実情がありますが、一方で今まで受講していた方がボランティアとして、活動していただけたとかというところの中での振り返りなど機会を増やす活動に取り組みたいということも含めて意識はさせていただいているという状況でございます。また見直しの中で次の計画で、やっぱりできないじゃないかっていうことがあればご意見をいただいて適正な計画値に変えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

（高山代表）

八十島委員よろしかったでしょうか。大丈夫ですか。

（八十島委員）

はい、ありがとうございました。

（高山代表）

はいありがとうございますはい。他いかがでしょうか。

（事務局臼井）

種田委員から挙手いただいています。

（種田委員）

藤沢市肢体障害者協会の種田です。今、八十島さんがおっしゃっていた太陽の家の体育館の見込み量が増えていないというところなのですが、私は太陽の家に体育館の自主事業を利用させていただいておりますが、その自主事業の内容が、非常に今シャッフルボードに特化されているようなところがあって、もうちょっといろんな種目を入れると人が増えるのではないかなという風に感じております。

ですからもうちょっと種目を再考して計画していただけたら利用者としては嬉しいと思います。意見ですので、ありがとうございます。

（高山代表）

はい、ありがとうございました。ご質問等いかがでしょうか。

(事務局臼井)

会場大丈夫です。

(高山代表)

はいわかりました。報告の実績についてのご説明等の質疑は以上ということにさせていただきます。

それではここで、休憩１０分ですよろしいですか。１１時５分再開ですよろしいでしょうか。

(事務局臼井)

はい、お願いいたします

(高山代表)

それではここで１０分休憩を入れます１１時５分再開いたしますよろしくをお願いいたします。

３ 協議事項

ふじさわ障がい者プラン２０２６（中間見直し）障がい者計画モニタリング 指標について（資料３－１～３－３）

(高山代表)

それでは１１時５分になりましたので、再開したいと思いますよろしくをお願いいたします。

次が３の協議事項になります。協議事項ですが前回協議しましたモニタリング指標について具体的な評価項目の案を事務局からご提示いただくことになります。それでは説明、事務局の方からお願いいたします。

(事務局 飯沼)

はい、障がい者支援課飯沼です。本項目ではふじさわ障がい者プラン２０２６の中間見直し、障がい者計画モニタリング指標につきまして説明させていただきます。

初めに資料につきましては資料３－１が今後のモニタリング指標を示したもの、３－２はふじさわ障がい者プラン２０２６策定時に使用した重点推進項目検討シートと申しまして基本目標ごとの課題や方向性、重点推進項目を記載したものと、資料３－３は今回事務局が作

成しましたモニタリング指標の案となります。本日ご協議をお願いした事項につきましては、こちらモニタリング指標の具体的な内容でございます。

それでは初めに資料3-1をご覧ください。

こちらでは、前回会議でお示ししました今後のモニタリング指標につきまして、改めて御説明となります。基本理念に基づきまして基本目標を設定しているふじさわ障がい者計画につきましてこれまでにつきましても、実施時点のうち具体化評価からできていないというものも評価しまして、いわゆる取り組みとなるようにといった検証の手法をとっておりますが今後ですね評価を行う上で、各目標が適切に実行されているのか成果が得られているのか、その施策の進行管理と達成状況を把握する方法としまして、K P I（重要業績評価指標）というものを設定していきます。こちらのK P Iというのは先ほど申し上げました通り重要業績評価指標と訳されまして、今回はですね1から6までの基本目標を達成するためのもの債や道しるべとなるような事業を指します。このK P Iの選定につきましてはふじさわ障がい者プラン2026中間見直し時の聞き取り調査、アンケート調査により把握した取り組むべき課題も踏まえまして、施策の方向性の関係や関連性が大きく、かつ定量化、数値による把握が可能な目標設定ができる施策の評価指数を設定していきます。

続きまして資料3-2をご覧ください。事務局にて、このK P Iを選定するにあたりまして、実際の障がい者プラン2026中間見直しの重点推進項目検討シートを活用しました。先ほど説明しました通りこの資料につきましては、現計画中間見直し策定に活用したものととなります。1から6の基本目標ごとに全計画の進捗評価、また聞き取り調査アンケート調査から抽出された課題、国の動向、これを受けまして、中間見直しに向けて計画の方向性、重点推進項目を記した資料となります。さらに、この重点推進項目の中には基本目標を支える施策の柱ごとに課題解決に向けた施策の方向性が示されております。このK P I選定にあたりまして、この検討シートを活用しましてこの部分を実施推進したらこういった成果が現れて施策の方向性が改善されるという想定のもと、このK P Iを策定していきました。

それでは、資料3-3をご覧ください。こちらは事務局が作成したモニタリング指標となります。基本目標また、施策の柱ごとに重点推進項目を初めに掲げておりましてその下に対応する事業の今後、なぜその事業を行うかその意図それを行うことで得られる効果、具体的に実施する取り組み、活動指標、また、取り組みの効果を確認する事業の達成度を業績指標として示しております。

例としまして、こちら資料3-3の1ページ、施策の柱1-1をご説明したいと思います。

施策1-1の中間見直しにおける重点推進項目は、見た目がわかりづらい障がいに対する理解が不足しているという課題に基づき共生のための環境作りが位置づけられております。このことを推進するために障がいの理解、心のバリアフリーの促進に関しまして、精神障がいや内部障がいといった言葉では伝えにくい障がいがある人の障がいへの理解促進の強化に取り組むこととしております。これに対するKPIとしまして、事業番号1、障がい理解の普及、啓発の推進を選定いたしました。目では伝わりにくい障がいの理解の促進を図ることを目的に、前回調査において課題となった差別を受けた経験のある障がい者の悩みの減少を施策によって得られる効果とします。その効果を得られる具体的な取り組み指標としまして、障がいの理解を促進する講演会等の開催、その他啓発活動、その実施件数そしてその取り組みの効果を確認する事業の達成度としまして支援等の障がい理解の向上、事業等への参加者数としております。このような形で、前回調査で抽出された課題、課題解決に向けた重点推進項目に対して、この事業を実施推進したらこういった経過が得られるため政策の方向性も改善されるというシナリオに沿って、経過について思っております。この件につきましては皆様からご意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

(事務局 臼井)

臼井です。ありがとうございます。

資料3-3正直申し上げて出来まだ良なくて案というよりたたき台だと思っています。委員の皆さんに特にご意見を頂戴したいのは、まず資料3-2でいうと下線を引いた、要は今回見直しをした部分を中心に選んでいます。見直しをしたということは何か課題があって、それを解決するために取り組みが必要ということで選んだものだと思いますので見直しによって変更されたところで取り組む事業をピックアップしておりますがピックアップするにあたっては一番効果があるというのが、最もいい選定にはなるのですが一方で数値化できないものもありますので、そこはちょっと取捨選択をして選んでいる状況でございます。まずこの取り組みを選ぶことがいいのかどうかというところが一つ、あと具体的な活動指標とか業績指標というのはわかりづらいと思うのですがけれどもどんな取り組みをして何が良くなってその結果として何があらわれてくるかということを書こうとはしています。一方で、一足飛びになっているのがあったりもして、事務局の方もちょっと悩んでいる部分もありますので今回ご意見をいただきながら次回までにそれをまた修正をして事前にご説明差し上げた上でご覧いただければよかったのですがけれども今後、お気づきになる点もあると思いますので今回だけじゃなくて期間も先、少し延長してご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

(高山代表)

はい。ありがとうございました。ただいまのご説明、補足のご説明もいただいたところですけれども、前回の協議のところではこの方向性は皆さんで確認をさせていただいたところですのでこの方式を採用していくということの前提で今回ご提示いただいた評価項目、まだラフな部分があるというご説明もありましたがこれについて皆さんから御質問御意見をお聞きしてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局臼井)

事務局臼井です。委員の皆さんこれよく分からないのだけどっていうのでも全然構いませんでここでちょっと磨き上げていかないと、3年間、この後の評価で苦しむことになりますので何なりと忌憚のないというか、もう素直にお聞きいただければと思います。答えられるかどうかわかりませんがお願いします。

(高山代表)

そういうことでございますよろしくお願いします。

(事務局臼井)

鈴木議員から挙手いただいております。

(高山代表)

はいお願いいたします。

(鈴木委員)

今問われているのはこのやり方に対しての意見ですか。それとも、具体的なところっていうのは今質問するところではないですか。例えばこの目では伝わりにくい障がいへの理解の促進を図るという項目の中に、例えばヘルプマークのところに意見する段階ではまだありません。

(事務局臼井)

ありがとうございます、なんでも申し上げていただいていいと思います。今の鈴木委員の質問のご趣旨としては、資料3に戻ると行政のための環境作りの中で精神障がいや内部障がいといった見た目にはわかりにくい障がいのある人や障がいへの理解促進を強化しますというのを今回見直しで直しておりここに力を入れましょうということの中で事務局の方で講演会を選んでいきます。一つは、まず目では伝わりにくい障がいへの理解促進を図る方法として、例えば今鈴木委員がおっしゃっていたヘルプマークの配布を選んだ方がいいの

ではないかというようなご意見があれば、それも承りたいです。もう一步進むと、例えばヘルプマークを配った件数によって何が変わるかっていうところがその先にあるはずなのですけどそれはこういうことだと思ふよっていうふうにおっしゃっていただけるとありがたいです。最終的には資料3-3で申し上げれば、前回調査って書いてある数字がいい方向に変わる、上がるか下がるかはその方向性によって、なんですけどこの数値は来年度また調査をしますので、それが変わっていくはずなのです。変わっていかなかったとすると、取り組みを足らなかったのか選んだものが悪かったのか、値の設定の仕方が違っていたのかその辺が今度のこの後の新しい計画作るときのポイントになってまいりますので、今回、ここで全部決めちゃうって気はないので、ちょっと思いついたこととかあれば、今鈴木委員がおっしゃっていただいたようなことをまた言っていただければありがたいなと思っておりますよろしくお願いします。以上です。

(高山代表)

はいありがとうございます。

続けて鈴木委員のご意見ございましたらそのままいかがでしょうか。

(鈴木委員)

すいませんヘルプカードのことなのですが、ヘルプカードを持っていच्छる方がそれをどういう場所でお使いになるのかっていうのが私今一つわかってなくて地区の防災訓練に参加してそのカードの配布等を行っているのですが、県の最初に作ったストラップ型のヘルプマーク、それと違ってヘルプカードっていうのは、皆さんのバックの中とかはお財布の中に入れて持ってらっしゃると思うのですが、それをどういう場所でするをお使いになるのかっていうのがわかってなくて、配布している身としてはちょっと限界を感じております。もちろんそれが必要という方もいらっしゃると思うので、引き続きやっていただきたいと思うのですが、やはりその目では伝わりにくい方の障がいの理解っていうことを考えると、ストラップ型の方が私は有効ではないのかなっていうふうなのを最近思っているのですが、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。種田さんにお伺いいただけますか。

(種田委員)

藤沢市肢体障害者協会の種田です。私もヘルプマークをカバンにつけておりますがそのヘルプマークのところにヘルプカードを入れられるような状況があると一番いいのではないかなと思つていつもぶら下げております。以上です。

(事務局臼井)

事務局臼井です。

ヘルプマークとヘルプカードはちょっと役割が違いましてヘルプマークは何らかの支援が必要な方であるということを、わかるようにするものです。それで足りないのでヘルプカードを作っているのですけど、ヘルプカードは何を支援したらいいかが書いてあるものです。例えば内部障がいとかの方、外見ではわかりづらい方が何の支援を求められているのかヘルプマークだけだと、多分一般の方はわからない、声をかけていただくことがヘルプマークの方の目標だと思っていまして、役割でもありますけど、具体的に意思の表出が難しい方、コミュニケーションが難しい方にとってはそのヘルプカードをお渡しいただくことによってどんな支援を求められているのかがわかるっていうもので使っていただきたいと思っております。本当は種田委員がおっしゃるように、全部一体に入っているととても便利なのですがヘルプマークを作っているのが神奈川県、ヘルプカードが藤沢市っていういつもの縦割り状態でなかなか一体化できないという実情がございます。以上です。

(鈴木委員)

その辺の事情は知っているのですけれども、障がい者支援課の窓口の方で県が作ったほどのものではないのですけどストラップ付があった時期があったのですけど、今それは作っているのですか。

(事務局臼井)

臼井です。今予算の都合上、作成してございません。申し訳ございません。

(鈴木委員)

そうなのですね。配布するとこれはなにとよく聞かれるのですけれどもその都度説明はしているのですが、実際目で見えてないっていうことがやっぱり多いかなっていうのを感じているので、あとはストラップ式の方が使いやすいっていう声を結構聞くので、その辺含めて検討していただけるともう少し理解得られるのかなっていうふうに思っております。以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。続いてどなたか挙手ありますでしょうか。

(事務局臼井)

八十島委員から挙手あります。

(高山代表)

お願いいたします。

(八十島委員)

八十島です。前回の会議の中で重点項目を上げていくってところで三つの領域の中から3、4個ぐらい選んで、それについてこのK P Iでやっていくっていう、確かそういう打ち合わせだったかと思うのですけれども今日提示されている資料3-3というところは事業番号一番とか2番とかって書いてある、この19の事業に対して重点的にやっていこうということによろしいですね。

(事務局臼井)

はい事務局臼井です。たたき台なので、足すのはもちろん、引くでもありだとは思っております。これよりももっと大事なことがあるというようなご意見賜れば次回までにまた案を作りたいと思っております。ただ一つお願いがありましてたくさん増やし過ぎると、今度深掘りができなくなっちゃうので今鈴木委員にいただいたような要は事業のやり方がそれでいいのかとか、こっちに予算を使った方がいいのではないのみたいなお話まで行けなくなっちゃう可能性もあるので数的にはこれプラスアルファぐらいで進めていければ運営上はよろしいのかというふうには思っております。以上です。

(八十島委員)

はい、ありがとうございます。あとこの1枚目のところの基本目標1のところですけども、事業番号1と事業番号2の、なぜやるのかっていうところが両方とも目では伝わりにくい障がいへの理解の促進を図るっていうふうにあって同じこの課題感をいくつかの事業に振っていてもいいっていうそういう事例よろしいですかね。

(事務局臼井)

事務局臼井です。はい、ありがとうございます。

今の八十島委員のご意見というかご質問のところで申し上げますと、基本目標ごとに課題、さっきの見直しの流れ資料3-2に記載をしておるのですけれども、根っこの課題というのがアンケート調査当事者の方の意見とか支援者の方の団体それから事業者さんからのご意見というものを踏まえてそこから枝わかれしていている関係で、実は1-1と1-2っていうのが同じ課題から発生しております。そのため同じ形でもいいと思っておりますし、逆に3-2で言うと真ん中から左、聞き取り調査アンケート調査からの課題整理というところの下線で、実は選んでいるものじゃない方の違う課題の方が大事だというご意見がある

と、事業番号として選んでいるものが違って、全く違うものが抽出されてくるというふうに考えています。たまたまです。1と2には、内部障がいの人をわかることによって、障がい理解を深めようということと心のバリアフリーの部分でいうとそこから他の障がいへの理解も広がってというようなところを意図して今回提案をさせていただいているものでございます。以上です。

(八十島委員)

はい、ありがとうございます。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。他はご質問ご意見等いかがでしょうか。

(事務局臼井)

野村委員から挙手いただいております。

(野村委員)

野村です。その最初のところの障がい理解の普及、啓発の推進、心のバリアフリー推進事業のこの部分なのですが、中々数値化しにくいところを取り上げられているのだと思うのですが、その数値、指標として、事業への参加者数、実施件数、実施回数、参加人数などといったものが挙げられていますが例えば、参加人数、50人が100人に増えましたといったような指標になるのかなと思われるんですが、講演会参加者は一定の知識関心を持つものと想定されるため云々とありますが、こういった講演会事業等への人数が増える、件数が増えるということで、一つの指標になるとは思われます。例えて言えば、選挙の投票所でアンケートを取って、あなたは政治に関心がありますかと、いや、普通に関心があるから投票に来ているわけで、その投票所で取った政治に関心がありますかというアンケートを、全体には反映できないだろうといったような、つまり事業とか講演とかといった形でなく、分母を一般に広く市民全体というか、ちょっと表現がうまくないけど例えば、街頭でアンケート取るとか、なんかそんな分母をこういった講演会ですとか事業とかでなく、一般に分母を広げるという形での調査というかアンケートといいますか指標とするということは難しいでしょうか。

(事務局臼井)

事務局臼井です。ありがとうございます。

野村委員今ご意見いただいたこと本当に大事な部分であるとは思っております。実際に障がい理解をするのは当事者じゃなくて、健常者の側だとすれば健常者に問わなければいけ

ないことではありますし、講演会に来た人に障がい理解のことを聞いても元々理解のレベルが高い人たちが来ているので、あんまり意味がないので今回そういう意味ではここにたたき台としてもアンケートを出すのをやめたというところがあります。一つ取りづらいという部分で申し上げると先ほどの当事者アンケート調査とか、ヒアリング調査という部分で経費を使っている部分がありまして、一般に、例えば無作為抽出をして、もっと申し上げると障がいのない方だけっていう抽出をしてアンケート調査をできないかっていうとできなくはないのですが、費用のところで難しいというふうには思っておるのと、ある意味本当に少ないところの講演会に参加者の部分だけで評価は難しいのでそういう意味ではそういった方の行動変容が、こんなふうにありましたこんな活動に参加されていますとかということを周知しながら、ちょっと草の根的ではありますがそれでも広げていきたい、障がい理解を広げていきたいという意図で選んでいる部分はございます。最終的にはその前回の調査結果との変化を見ていく形になりますので、当事者の方が差別的な取り扱いを受けたりすることが減っていくというところを目指しているというのは計画上の位置づけにはなっております。以上です。

(野村委員)

難しいと思いますが、よろしくお願いいたします。別なことでよろしいですか。

支援サービス提供体制の確保というところについてなんですが、支援施策の方向性、サービス提供施設事業所の充実、既存人材の育成確保という部分のところの事業番号56、支援者団体の育成と書いてあるところです。

その上のところでいろいろ書いてありまして、藤沢市は支援団体の育成確保に関して、福祉の仕事に関心のある人たちに向け、藤沢市の障がい事業所等の認知度増加に取り組まうといったことが書かれています。つまり認知度増加を指標とするということがあるようなのですが、もっと具体的に、例えば介護職員の数とか、ヘルパーの数とか、要するに最終的にそこに結び付けたわけですね、人材の育成確保というのは、その認知度とかいうことなく人数、介護職員とかヘルパーとか、そういう実際に携わっている人の人数を指標とするのは、難しいのでしょうか。

(事務局臼井)

はい、ありがとうございます

それができると一番いいというふうには思っておりますが、一方で事業所を増やして事業所さんの雇用を増やすという形になるのでどうしても行政だけでは届かない部分がたくさんあります。今回位置づけとしては行政の計画としてやれることとしては補助事業を作る

とかというのはあると思うのですが、研修に行くと支援員さんは後でその人抜けた穴に入る分には補助しますという制度が実際あるのですが、障がい福祉分野にはそれがなくとかということもありますのでそういったところで例えば行政の方で後押しをして人材確保していくというのはできると思うのですが、直接雇用はしていない実情ですので、実際の人数を行政の計画上増やしますということがなかなか難しいという状況はございます。

今回認知度というところで挙げさせていただいているのが、やはり介護福祉に比べて、障がい福祉の理解、認知度がとっても低いなというふうに思っております。お給料の差もあるのかもしれないですけどもその分野に対する認知が少ないなっていう印象を持っておりましてそうしたところからまず、市内の事業者さんがどんな活動なさっているのかとか例えばヘルパー事業所連絡会の方だと自主的に江ノ島まで歩こうとか、当事者の方含めて健常者の方々含めての取り組みされていたりするのでそういった取り組みをまずご支援をすることによって、本当に間接的ではありますが、人材確保に向けての認知度を上げていきたいというのが、この事業の選定の意図でございます。以上です。

(野村委員)

わかりましたありがとうございます。

(高山代表)

はいありがとうございます。

(野村委員)

もう一つよろしいですか。

(高山代表)

何人か挙手の方オンラインの方もおりますので簡潔にお願いいたします。

(野村委員)

最後のところで日常生活用具の充実というところで、日常生活用具の新規変更の見直しを行う情報受発信の支援策、選択肢の増加というところなんすけども多分これは他の事業もそうなのでしょうが、これを進めていただくとかなり予算がかかると思われます。進めていただくと、すごくありがたいことだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(事務局臼井)

ありがとうございます。日具は基本目標5の最後の事業番号158番で伺っていると思い

ますが、金額的には伸びてはいるのは確かでありまして、障がい当事者の方の日常生活を支援するための用具ですのでそこをお金がないからというのはなかなか言いづらいところなので優先すべき項目である事は間違いないというふうには認識をしております。そうした中で、後で倉垣内さんからご意見いただければと思うのですが、時代時代に沿って用具が変わってきていて、昔の用具もういらないのだけど新しいのを入れてほしいなみたいなご意見は当事者の方から常にいただいている状況でございます。ですので、一方的に増やしていくというよりは、前の項目を新しいものに変えて、より使いやすいものをご利用いただくということを趣旨にこの事業を選んでおります。ただ活動指標と業績指標の設定は、もう1回考えさせてください。同じように置いているので形としてはよろしくないと思っていますので、修正案を出したいとは思っております。以上です。

(高山代表)

小野田委員、倉垣内委員そして会場の鈴木医院の順で、ご意見をお願いいたします。

(小野田委員)

はい小野田です。No. 66の発達障がい者相談支援事業のことについてなんですけども重度障がい者への幅広い障がい福祉サービスの提供があって、発達障がい者相談支援事業の普及啓発、利用促進というところが具体的な取り組みの部分で入っているのですけども発達障がい支援センターさんに対応するのがあまり重度の方が想定されていないような印象もあるので地域相談とか専門相談に関する普及啓発利用促進という文言を入れた方がいいのではないというふうに思ったのが1点です。

もう一点、No. 107の1個上に事業番号が書いてないものがあるのですが、インクルーシブ教育の推進のところの業績指標の差です。特別支援学級の教員数だけでこれが達成できるかどうか正直わからないので例えば、普通級との交流の回数とか、先生の数だけではない何か新しい指標がないと難しいのではないかなというふうに思いました。

最後が180番の安全安心プランの部分です。時折安全安心プラン作成することがあるのですが、更新する方もいらっしゃるので作成だけではなく作成、工賃の点数みたいな感じでした方が件数はわかりやすいかなと思ってる確認です。以上です。

(高山代表)

はいありがとうございます。ご意見ということですが、追加か何か補足などこの段階でございすか。

(事務局臼井)

特別支援学級の教員数、学級数増えれば自動的に増えちゃうのであんまり適切ではないなとは思っているところなのですが悩んでおりますのでまだ、こういうのがいいよと言っていただければ助かります。ありがとうございます。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。では倉垣内委員よろしいですか。

(倉垣内委員)

今ちょうど小野田委員がおっしゃっていたその特別支援学級のことに関連してなんですけれども、おっしゃっていたように生徒同士の交流がやっぱり大事だなって思うのでその辺の指標っていうかどれくらい交流があったとか、やっぱりそういう障がいのある方と、実際触れ合い理解するということがやっぱりスタートじゃないかなと思います。その辺をちょっとやっぱり強化してほしいなということがまず一つ。

さっき野村委員から出ていましたが障がいの理解促進ってところですけども、子どものことに関連してなんですけど、例えば視覚障がい、聴覚障がい、肢体、の子どもさんが普通学級に多分入っていないと思うのですけれどもこれはやっぱりインクルーシブ教育って言葉だけを与えているけれども日本はなかなかそれがまだ進歩していないのではないかなっていう印象があるのですけど一緒に混ざって学習することにももちろんサポートが必要になってくるのでその辺大変なのはよくわかるんですけれども、外国はもうほとんど重複障がい以外は、皆さん普通学級で勉強しています。

そういうところもこれは国に訴えるべきなのでしょうけれども、少し変わってくると、子どものうちからこういうことを理解していくと、将来長いのもっともっとうちの理解が深まる糸口になると思います。

そこで一つお願いですけれども、今視覚障がいの出前授業やってくださっていますが、だんだんパターン化してきて同じ人やっているの、新しい風を入れてほしいと会長さんが申し上げたのですけれども、盲導犬の方の理解推進は多分実際進んでないと思います。私実際盲導犬を使っていますが、海老名とか大和、あと茅ヶ崎、そういうところにも年々行っているのですけれども藤沢で全然声がかかってないので、ぜひぜひ出前授業いつでも喜んでやりますので、そういうところで理解が広がって、子どもさんが親にそれをまた教えてあげるっていうような、そういう図式ができるともっと別の角度からの理解促進が進むのではないかなと思うので、ご提案させていただきます。以上です。

すいません。先ほど日常生活用具のことで、予算がない中いろいろご尽力いただいております。ありがとうございます。ここ2年ですごく変わってきました。それはすごく感謝しています。以上です。

（高山代表）

はい、ありがとうございました。参考意見ということですが事務局から何かございますか。

（事務局臼井）

教育の部分は本当に障がい者基本条約の障がい者、要は条約部分からの読み込みというか、それを具現化するっていう日本の国も超えてやらなきゃいけないような取り組みだとは思っていますが、ただ一方で何もしないっていうわけにもいかないとは思っているので今倉垣内委員ご指摘があったように、実は聴覚障がいの団体さんからもなかなか福祉教育の場面が少ないということはお意見をいただいているところではあります。一気に統合教育を目指すっていうのはなかなか難しいと思うのですけれども、そういった福祉教育の機会については課題として捉えてはおりましてただ取り組みがまだ全く進められていないところなのでこの3年間で何かしら出向くようなものを取り入れながら、次の計画にはきちんと載せられるように頑張っていきたいなと思っております。以上です。

（倉垣内委員）

ありがとうございます。

（高山代表）

はい、ありがとうございます。では鈴木委員お願いいたします。

（鈴木委員）

鈴木ですお願いします。最初の臼井課長のお話だと、まだたたき台なのでここに載っている事業番号で決定したわけではないというお話だったかと思うんですけど、この180いくつかある事業の中からこれがいいのではないかという目で、読むところまでできなかったもので少しお時間をいただけたら、今日決定でなくてもいいんでしょうかということをお聞きしたかったです。

それと基本目標4の子どものところの事業番号107の業績指数のところでは事業所連絡会回数とあるのですが、あくまで数字で評価することなので、ここで回数ってあるのだと思うのですがこれ事業所の参加した事業所の数を入れたらどうかというふうにご覧になって思いました。40近くあるのかなと思うのですが、41分のいくつかが出たよっ

ていうような形があると、今本当に子どもたち何個も使っているような状況にあるので、連携がとれたり理解が深まったりしていいのではないのかというのを思いました。

基本目標1の一番上の本文のところ、重点項目にこういう理由でしていますという本文の文章がありますが、見た目では伝わりにくい障がいのある人の理解強化っていうところで、精神障がいや内部障がいといった見た目的に伝わりにくい障がいとあるんですけど、発達障がいは精神障がいに含まれているということでしょうか。アンケート結果だと発達障がいが一番差別されましたというのが出ているので、ここを入れてほしいです。この資料3-3だけじゃなくて3-2でも、あと冊子の方でも、精神障がいに含まれたのであれば後ろに（発達障がいを含む）と入れていただきたいし、そうでなくても、横並びで発達障がいも入れていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

（高山代表）

はいありがとうございます。

事務局から何かありますか、お願いします。

（事務局臼井）

臼井です。ありがとうございます。

一応10、11月いっぱいまでにご意見いただければなとは思っていますのでこれじゃないかというのがあれば、併せてお願いをしたいと思っております。発達障がいの記載ですが、確認はしてないのですけれども、資料3-3の一番上のところで黒い括弧【】で囲っているところは計画からそのまま引っ張ってきたと思ってはいますので、そうでないところはちょっと足せるとこは出したいなと思っています。実際には1-1の事業番号1のところも、2のところもですが今委員からご指摘あった通り、発達障がいの割合というのを要は差別を受けた経験がある障がい者の割合の中の発達障がい者の方がどのくらい下がったかとかというところは最終的に評価分析の項目にはなっていないので、よろしく願いいたします。以上です。

（高山代表）

はい、ありがとうございます。今後の進め方のところについては最後にもまたもう一度皆さんにご案内があるかというふうに思いますのでそこで確認をしていただいて、進め方について次までにご意見いただけたところがあるかなというふうに思っているところです。

それではですね医療的なケアの難病の支援等に関する項目もございますので、オブザーバ

一の村松さんにご意見ございましたらお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

(オブザーバー村松)

はい、村松ですよろしく申し上げます。

3 ページ目の 3-2 の 8 4 番があるのですがそこでもメディカルショートステイのことが出ているのですが、このことについて今度は別の項目で 6-1 の 1 6 8 番にやはり関連した項目が出てきています。重度、難病、医療的ケアに対応する在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用相談というのがあるのですが、まさにここでの医療的ケアが必要な人たちの短期入所とレスパイト、ほとんど入院のケースが多いのかなというふうに思うので、ここもメディカルショートステイという言葉が入ってくるのかなということが一つあります。

それと前回私の方で質問した重度障がい者のコミュニケーション支援というのは、今入院がなければならない方がいいので、少なくともよろしいというようなご回答があったかと思うのですが、重度障がい者のコミュニケーション支援というのは、メディカルショートステイの中で非常に使われるということが実際に聞いているので、実は短期入所メディカルショートステイの中で、この重度障がい者コミュニケーション支援の活用について認識を入れていただきたいなということを感じております。

以上ですよろしくお願いいたします。

(高山代表)

はいありがとうございます。事務局から何かございますか。

(事務局臼井)

はい臼井です。

メディカルショートステイを行う、活用することによって重度障がい者のコミュニケーションは、通院歴のない方がレスパイトで入られたときにコミュニケーションが取れないとかということも含めてのご指摘かと思うのですが、実際のところとしては事業が重度障がい者コミュニケーション事業の評価がさっき見ていただいた障がい福祉計画の方の評価に入ってしまうので障がい者計画の方で扱うべきかどうかについては検討させていただきたいと思います。以上です。

(高山代表)

村松さんいかがですか。

(オブザーバー村松)

わかりました。計画の中での問題は承知しましたが、そういった観点の中での扱いだっという認識についてはですね、やはりメディカルショートステイの中でどうしても病気だから入院するのだってということよりも、むしろショートステイの中で使うというケースの方が結構多いという現実についてちょっと認識をお願いしたいということで要望しておきます、以上です。

(高山代表)

はい、ありがとうございます。ご質問ご意見よろしいでしょうか。

そうしますと次回には評価項目で指標決めていくことになると思いますけれどもその間のやり取りというか皆さんから改めて全体見ていただいてご意見賜る必要があるかと思いますが、そのあたりの予定のことを事務局からご説明いただいてもよろしいですか。

(事務局 飯沼)

はい、本日委員の皆様から頂いた意見を反映したモニタリング指標案を後日お送りいたします。お送りしたモニタリング指標案に対し改めてご意見修正案をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

4 その他

(高山代表)

はい、ありがとうございます。続いてその他に移りますが、委員の皆様、もしくは事務局から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今日の議題は以上になりますので事務局の方にお戻ししたいと思います。

(事務局：臼井)

本日も長時間にわたりご協議をいただきましてありがとうございました。次回開催のご案内になります次回は1月20日月曜日、時間は本日と同じ10時からを予定しております。会場は6-1会議室になります。それではこれをもって第3回障がい者プラン検討委員会閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

5 閉会